

2021年7月15日

談話

黒い雨訴訟・広島高裁判決について

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）  
事務局長 木戸季市

2021年7月14日の「黒い雨」訴訟広島高裁判決を喜び、歓迎します。  
原告団・弁護団・支援する会の奮闘に敬意を表します。

判決は素晴らしいものです。私たち被爆者・日本被団協が求めてきた「ふたたび被爆者をつくるな」の願いに応えるものです。

広島高裁判決は「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定できない」かぎり、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」1条3号）として、被爆者と認めるとしています。

菅首相、田村厚労大臣は、厚労省の事務方に任せず、判決に従う政治的決断をすることを求めます。

核兵器禁止条約が国際法として発効した今、国・厚労省は、被爆者援護施策の抜本的見直しを迫られています。虚構の科学的知見、他の戦争被害者との公平性、国民の理解を理由に「原爆被害を狭く、小さく、軽く」見ることをやめ、原爆被害の実相に応える施策へと変えるべきです。

全国の被爆者と国民の皆さんに訴えます。  
上告させない運動を、原告団、弁護団、支援する会と共に進めましょう。